

答申（個）第1号
平成17年(2005年)8月2日

札幌市長 上田 文雄 様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会
会長 道 幸 哲 也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年10月18日付け札北地保第865号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った「家庭訪問記録票」、「精神保健相談票」及び「自分の子の乳幼児健診カルテ」の開示請求に対する個人情報一部開示決定に係る異議申立て

1 審査会の結論

異議申立人の開示請求に係る「家庭訪問記録票」、「精神保健相談票」及び「自分の子の乳幼児健診カルテ」について、実施機関が一部開示決定により非開示とした部分のうち、「一般家庭訪問指導票」中の平成12年4月27日の記録における7行目及び平成12年8月11日の記録における22行目4文字目から24行目までの記載部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

(1) 個人情報の開示請求

異議申立人は、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「新条例」という。）による全部改正前の札幌市個人情報保護条例（平成7年条例第35号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、平成16年5月20日に実施機関である札幌市長に対し、「家庭訪問記録票」及び「精神保健相談票」について、また、平成16年5月31日に「自分の子の乳幼児健診カルテ」について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 一部開示決定

本件請求に対し、実施機関は、旧条例第17条第2号、第3号及び第6号に該当することを理由として一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年6月14日付けで異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成16年8月17日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てをした。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部を開示するとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

本件処分は、次のとおり違法不当である。

ア 旧条例第17条第2号に該当すると言っているが、開示により今後の事務に支障をきたさない。

イ 旧条例第17条第3号に該当すると言っているが、開示したとしても関係者の理解又は協力が得られにくくなるということはなく、今後の事務に支障をきたさない。また、一部の関係機関にはすでに直接確認済みなので、開示できないことはないと思う。

ウ 旧条例第17条第6号に該当すると言っているが、開示により第三者に不利益は生じないと思う。

エ したがって、旧条例第17条第2号、第3号及び第6号には該当しない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報(以下「本件情報」という。)は、本件請求に対して非開示とされた次の情報である。

ア 本件請求の「家庭訪問記録票」とは、「一般家庭訪問指導票」(以下「指導票」という。)を指すが、当該「指導票」中の評価、所見、指導上の方針及び指導方法に関する記載部分、関係機関や関係者とのやりとりに関する記載部分及び第三者の情報に関する記載部分

イ 本件請求の「精神保健相談票」とは、「精神保健福祉相談記録」(以下「相談記録」という。)を指すが、当該「相談記録」中の「主訴および経過」欄における関係者とのやりとりに関する記載部分及び「相談指導記録」欄における評価、所見及び指導上の方針に関する記載部分

ウ 「自分の子の乳幼児健診カルテ」(以下「カルテ」という。)中の「診

察」欄における評価に関する記載部分

(2) 本件情報を非開示とする理由について

ア 旧条例第17条第2号の該当性について

本件請求対象個人情報のうち、評価、所見、指導上の方針及び指導方法に関する記載部分は、異議申立人に知られないことを前提に作成しているため、これらを開示すると異議申立人との信頼関係が損なわれ、今後の相談業務が困難となるおそれがある。その結果、業務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、旧条例第17条第2号に該当すると認められる。

イ 旧条例第17条第3号の該当性について

本件請求対象個人情報のうち、関係機関及び関係者とのやりとりに関する記載部分については、異議申立人の相談内容及び異議申立人を取り巻く環境や状況を的確に把握するとともに子どもへの虐待を未然に防止する等の必要な措置を講じるため関係機関と連携し、守秘義務を前提とした信頼関係に基づいてやりとりしたものである。これらを開示すると異議申立人との信頼関係を損なうとともに、今後関係機関や関係者の理解又は協力を得られなくなるおそれがあり、今後の保健福祉行政に関わる事務の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあることから、旧条例第17条第3号に該当すると認められる。

ウ 旧条例第17条第6号の該当性について

本件請求対象個人情報のうち、第三者に関する情報については、開示されることを前提に相談や提供を受けておらず、これらを開示すると当該第三者の正当な利益を侵すおそれがあることから、旧条例第17条第6号に該当すると認められる。

5 審査会の判断

(1) はじめに

本件請求、これに対する一部開示決定及び当該一部開示決定に対する本件異議申立ては、新条例の施行日である平成17年4月1日前に旧条例に基づいて行われたものである。ところで、新条例の施行に伴い、新条

例附則第2項の規定により、本件請求は新条例第14条の規定に基づく請求とみなされ、本件請求に対する実施機関の一部開示決定は新条例第20条第1項に基づく一部開示決定とみなされる。また、新条例附則第5項の規定により、本件異議申立ては新条例第39条の規定に基づき札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した不服申立てとみなされる。

新条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

したがって、当審査会は、本件請求に対する実施機関の決定について、新条例の目的及び各関係規定の内容に照らしてその解釈及びそれに基づく決定が適法かつ妥当であるかを新条例により付与された権限の範囲内で審査し、判断すべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る一部開示決定の妥当性について検討することとする。

(2) 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報は、本件請求に対して非開示とされた次の情報であると認められる。

ア 「指導票」中の評価、所見、指導上の方針及び指導方法に関する記載部分、関係機関や関係者と情報交換を行った内容に関する記載部分及び開示請求者以外の個人に関する情報に係る記載部分

イ 「相談記録」中の「主訴および経過」欄における関係者から入手した情報に関する記載部分及び「相談指導記録」欄における評価、所見及び指導上の方針に関する記載部分

ウ 「カルテ」中の「診察」欄における評価に関する記載部分

(3) 新条例第16条第3号の該当性について

実施機関は、本件情報のうち、「指導票」中の開示請求者以外の個人に関する情報を記載した部分を旧条例第17条第6号に該当するとして非開示としているが、旧条例第17条第6号は、同号に規定する「第三者」が個人である場合は、新条例第16条第3号に相当する。したがって、当該

記載部分が新条例第16条第3号に該当するか否かについて判断することとする。

ア 本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては非開示とすることができる趣旨の規定である。

イ 「指導票」に記録されている開示請求者以外の個人に関する情報は、相談指導業務を行ううえで、開示請求者以外の個人から取得した情報であり、開示請求者である異義申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

また、これらの情報は、開示されることを前提に当該開示請求者以外の個人から相談や提供を受けているものではないため、本号アに該当せず、本号イ及びウに該当しないことは明らかである。

したがって、本号に該当するとして、開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、「指導票」中の平成12年8月11日の記録における22行目4文字目から24行目までの記載部分については、開示請求者以外の個人に関する情報ではなく、開示請求者本人が発言した内容を記録したものであると認められることから、本号には該当しないと判断する。

(4) 新条例第16条第7号ウの該当性について

実施機関は、本件情報のうち、「指導票」、「相談記録」及び「カルテ」中の評価、所見、指導上の方針及び指導方法に関する記載部分を旧条例第17条第2号に該当するとして非開示としているが、旧条例第17条第2号は、新条例第16条第7号ウに相当する。したがって、当該記載部分が新条例第16条第7号ウに該当するか否かについて判断することとする。

ア 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

この規定の趣旨は、本号ウに列挙されている事項又はこれらに類する事項に関する個人情報に該当するとともに、その情報を開示することにより、今後反復継続して事務を行うことが困難になるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる場合にのみ開示しないことができるとしたものである。

イ 本号ウ前段の該当性について

(ア) 「指導票」

母子保健分野における訪問指導は、母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的として行うものである。訪問指導対象者については、出産連絡票、各種健康相談・健康診査、本人からの相談及び児童福祉総合センターなど関係機関からの情報等により把握し、保健師が乳幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関して必要な保健指導を行い、育児支援や健康管理を行っている。訪問指導は一度で終了することもあるが、障がいがある乳幼児の療育相談の場合や、母親が精神疾患を患い、又はその疑いがあるなどの理由により児童虐待につながるおそれがある場合など複雑困難な問題を抱えている相談者に対しては、継続して指導を行う。

「指導票」は、継続的に業務を行うことができるよう、訪問指導後に相談内容や支援内容、保護者に対する評価や所見、指導上の方針や指導方法、支援の効果等について時系列に書き留めたものであり、保護者からの電話や来所による相談及び関係機関と連携することによって情報交換した内容についても記録されている。

本件情報のうち、実施機関が本号ウに該当するとして非開示とした「指導票」中の評価、所見、指導上の方針及び指導方法に関する記載部分については、本号ウ前段に規定する評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

(イ) 「相談記録」

精神保健福祉相談業務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき、精神障がい者の福祉の増進及び

国民の精神保健の向上を図ることを目的として、精神障がい者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進や自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うものである。また、「心の健康相談」は、本市が精神保健福祉相談業務の一環として行うものであり、保健センターで嘱託の精神科医師に相談できる機会を設け、必要がある場合には医療機関につなぐことを目的としている。

「相談記録」は、継続的な精神保健福祉相談業務を行うため、援助対象者に対する援助活動の記録を時系列に書き留めたものであり、相談者からの相談内容やその後の経過、相談者に対する指導や援助の内容、担当する嘱託医や精神保健福祉相談員による評価や精神医学的所見等精神保健福祉相談業務を適正かつ円滑に行うために必要となる相談者に関する情報が記載されている。

本件情報のうち、実施機関が本号ウに該当するとして非開示とした「相談記録」中の評価、所見及び指導上の方針に関する記載部分については、異議申立人が「心の健康相談」を受けたときの記録であり、本号ウ前段に規定する評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

(ウ) 「カルテ」

乳幼児健康診査は、乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応とともに、親の育児不安の軽減を図る等の育児支援や児童虐待の予防及び早期発見を目的として、母子保健法に基づいて行われるものである。

「カルテ」は、乳幼児に関する保護者からの相談事項、指導事項、診察結果、乳幼児の身体発育値など乳幼児健康診査業務を行なうために必要となる乳幼児及び保護者に関する情報を記載したものである。

本件情報のうち、実施機関が本号ウに該当するとして非開示とした「カルテ」中の「診察」欄における評価に関する記載部分については、本号ウ前段に規定する評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

ウ 本号ウ後段の該当性について

「指導票」中の評価、所見、指導上の方針及び指導方法に関する記

載部分、「相談記録」中の「相談指導記録」欄における評価、所見及び指導上の方針に関する記載部分並びに「カルテ」中の「診察」欄における評価に関する記載部分は、いずれも異議申立人に知られないことを前提として作成されたものであり、これらを開示すると異議申立人との間で評価内容等に関する意見の相違や誤解を招き、異議申立人と実施機関との信頼関係が損なわれるおそれがある。その結果、今後の相談業務を行うことが困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、これらの情報は、本号ウ後段に該当すると判断する。

ただし、「指導票」中の平成12年4月27日の記録における7行目の記載部分については、「相談記録」において開示されている記述と同様の内容であり、異議申立人がすでに了知している情報であるため、開示による支障は認められず、本号には該当しないと判断する。

(5) 新条例第16条第7号オの該当性について

実施機関は、本件情報のうち、「指導票」中の関係機関及び関係者と情報交換を行った内容並びに「相談記録」中の関係者から入手した情報に関する記載部分を旧条例第17条第3号に該当するとして非開示としているが、旧条例第17条第3号は、新条例第16条第7号オに相当する。したがって、当該記載部分が新条例第16条第7号オに該当するか否かについて判断することとする。

ア 本号オは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

本号オは、本市や国等が行う事務事業のすべてにわたる包括的な規定であることから、その運用に当たっては、この条例の目的にしたがい、できるだけ限定して解釈し、厳格に運用する必要がある。

イ 本号オの該当性について

(ア) 「指導票」

「指導票」中の関係機関及び関係者と情報交換を行った内容に関する

る記載部分は、実施機関が相談指導業務を行うに当たって異議申立人の相談内容及び異議申立人を取り巻く環境や状況を的確に把握するため関係機関及び関係者と情報交換を行った内容及び子どもへの虐待を未然に防止する等の保健福祉行政上必要な措置を講じるために関係機関と連携し、情報交換した内容を記載したものである。

実施機関は、当該記載部分を開示すると今後関係機関や関係者の理解又は協力を得られなくなるおそれがあると主張しているが、関係機関にとっても業務上の必要性があつて情報交換を行っている場合には、当該部分を開示したとしても、必ずしも今後関係機関や関係者の理解又は協力を得られなくなるとは認められない。

しかし、当該記載部分に係る情報については、本人に開示されないことを前提として情報交換されたものであるため、これらの情報を開示することにより、関係機関や実施機関に対する異議申立人の信頼が失われ、その結果、相談指導業務を実施しても所期の成果が得られず、今後実施機関等が相談機関としての機能を果たせなくなり、当該相談指導業務を実施することができなくなるおそれがあると考えられる。

したがって、これらの情報を開示することにより、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号オに該当すると判断する。

ただし、「指導票」中の平成12年11月27日の記録については、関係機関と情報交換した内容ではなく、異議申立人に対する処遇方針について記載したものであると認められることから、本号オには該当せず、本号ウにより非開示とすることが妥当である。

(1) 「相談記録」

「相談記録」中の「主訴および経過」欄における非開示部分については、精神保健福祉相談を行う上で必要となる相談者（異議申立人）の経過について関係者から入手した情報を記載したものである。

当該記載部分を開示することにより、実施機関と異議申立人との信頼関係が損なわれ、その結果、相談業務を実施しても所期の成果が得られず、今後実施機関が相談機関としての機能を果たせなくなるおそ

れがあり、当該事務を実施することができなくなるおそれがあると考えられる。

したがって、当該記載部分を開示することにより、精神保健福祉相談事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号才に該当すると判断する。

(6) 終わりに

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の審査経過

本件異議申立てについての当審査会の審査経過は、次表のとおりです。

年 月 日	審 査 経 過
平成16年10月19日	諮問書及び実施機関の一部開示理由説明書を受理
平成16年12月3日	異議申立人の意見書を受理
平成16年12月22日 (第74回審査会)	審議(事案の経過・概要等)
平成17年2月10日 (第76回審査会)	異議申立人及び実施機関からの意見聴取
平成17年3月3日 (第77回審査会)	審議
平成17年3月28日 (第78回審査会)	審議
平成17年5月11日 (第1回審査会)	審議
平成17年6月17日 (第3回審査会)	審議
平成17年7月20日 (第5回審査会)	審議
平成17年8月2日	答申

(参考)

札幌市個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職	備 考
祖母井 里重子	弁護士	
大 西 有 二	北海学園大学法学部教授	
常 本 照 樹	北海道大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
道 幸 哲 也	北海道大学大学院法学研究科教授	会 長
村 上 裕 章	北海道大学大学院法学研究科教授	
八 幡 敬 一	弁護士	